

徳島文理大学 オープンアクセスに関する方針

令和6年4月1日

学長裁定

(趣旨)

- 1 徳島文理大学は、自立協同の建学精神に基づき、本学において作成された研究成果を公開することにより、研究の成果を社会に提供するとともに、文化の創造と地域及び世界の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(定義)

- 2 本方針において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) オープンアクセス 教職員等の研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証すること。
 - (2) 研究成果 研究紀要、年報、学位論文。

(研究成果の公開)

- 3 徳島文理大学は、教職員等の研究成果を、徳島文理大学リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

(リポジトリへの登録・公開等)

- 4 研究成果のリポジトリへの登録・公開、公開後のデータの利用等に関する事項は、「徳島文理大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(適用の範囲)

- 5 本方針は、制定後に公表された研究成果に適用するものとし、制定前に公表された研究成果についても公開を推奨する。ただし、制定前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

(適用の除外)

- 6 本方針は、著作権及び知的財産権等の理由、その他研究遂行上の支障等の理由により公開が不適切であると判断される研究成果には適用しない。

(その他)

- 7 本方針に定めるものの他、オープンアクセスに関し必要な事項は、全学研究資源公開委員会で協議して定める。